

他の公費及び特定疾病療養費（通称：マル長）との併用がなく、重度心身障害者（児）医療のみ使用し、高額療養費に該当する場合について

他の公費との併用がなく、重度心身障害者（児）医療のみ使用し、高額療養費に該当する場合の重度心身障害者（児）医療費助成の自己負担金の徴収については、以下のとおりとなります。

【例：70歳未満（所得階層ウ）の受給者】

- 一部負担金3割負担
- 重度心身障害者（児）医療費助成自己負担金：300円
- 自己負担限度額（350,000円－267,000円）×0.01＋80,100円 ＝ 80,930

月の通院 （入院） 回数（日数）	医療費	医療保険者 負担額	一部負担金	自己負担金	重心医療費 助成額
1回（日）目	50,000円	—	—	300円	—
2回（日）目	50,000円			300円	
3回（日）目	50,000円			300円	
4回（日）目	50,000円			300円	
5回（日）目	50,000円			300円	
6回（日）目	50,000円			300円	
7回（日）目	50,000円			300円	
計	350,000円	245,000円	80,930円	2,100円	78,830円

※医療保険者負担高額療養費分＝24,070円【＝350,000円－（245,000円＋80,930）】

他の公費との併用がなく、重度心身障害者（児）医療のみ使用し、高額療養費に該当する場合については、他の公費との併用の場合とは異なり、原則どおり通院1回、入院1日につき300円を徴収することになります。

この考え方は、所得階層、限度額認定証の有無にかかわらず同じ考えとなります。